

越前町災害廃棄物処理計画

【概要版】

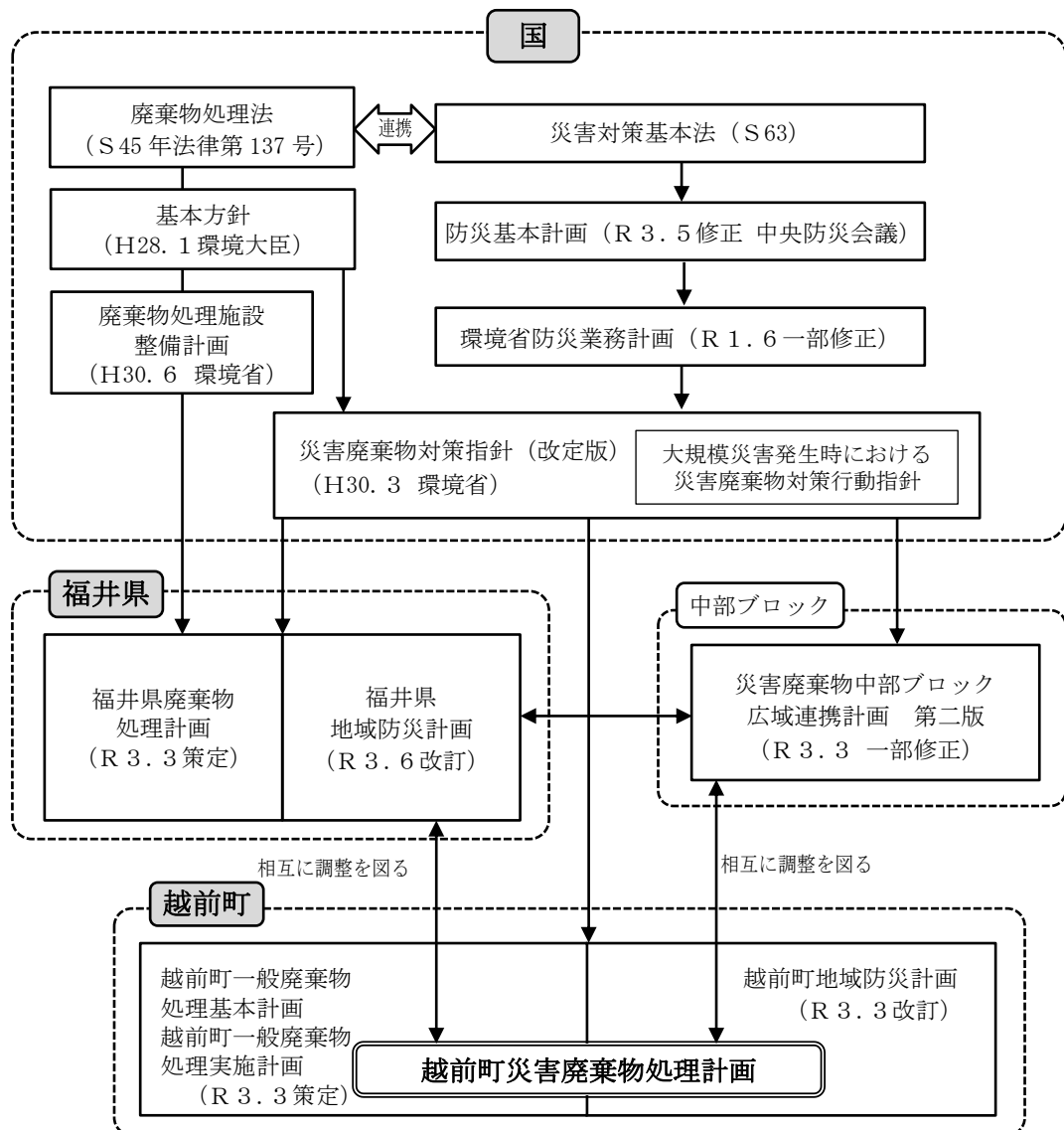
越 前 町

1 計画策定の目的

本町の災害廃棄物処理に関する基本的事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することにより、災害時の環境衛生を確保し、被災地域の早期の復旧・復興に資することを目的として策定する。

2 計画の位置づけ

環境省の定める災害廃棄物対策指針等を踏まえるとともに、福井県廃棄物処理計画等の上位・関連計画と整合を図り、越前町地域防災計画を補完するものである。また、本町における災害廃棄物処理の基本的な考え方や方針、廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために必要となる事項についてとりまとめる。



3 対象とする災害と廃棄物等

(1) 対象とする災害

「地震・津波」及び「風水害等」

※原子力災害について

廃棄物処理法上、放射性物質及びこれによって汚染された物は廃棄物に該当しないため、原子力災害は本計画の対象外となる。

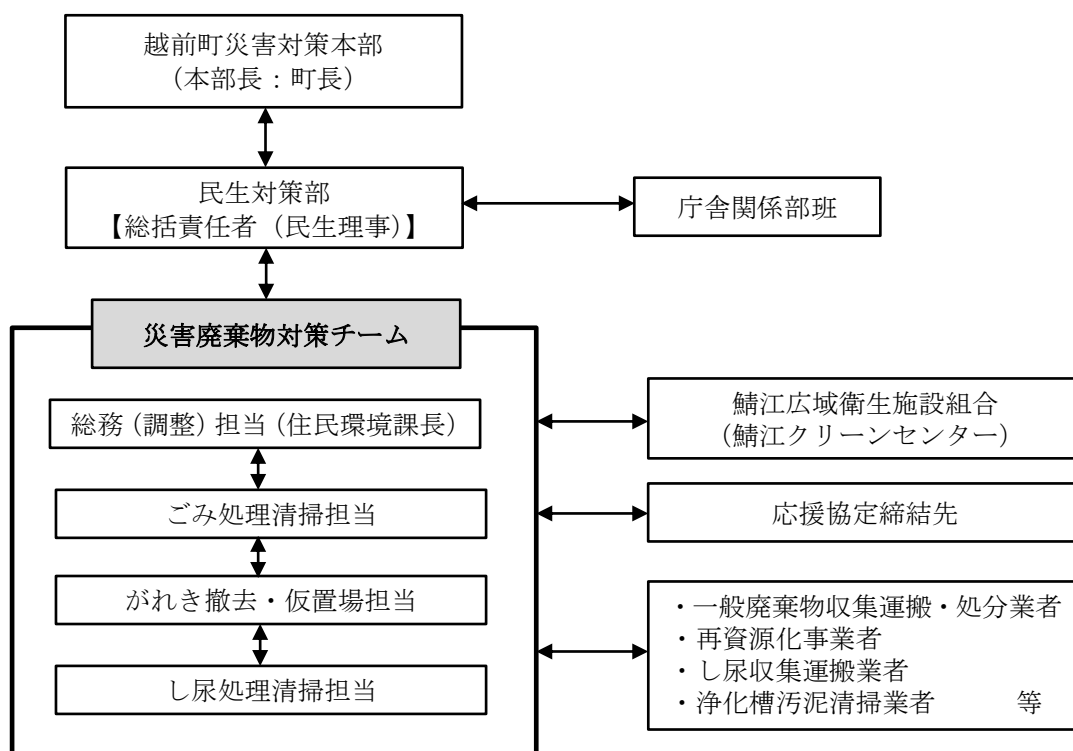
(2) 対象とする廃棄物

廃棄物の種類	内 容
災害廃棄物	可燃物／可燃系混合物、木くず、畳・布団、不燃物／不燃系混合物、コンクリートがら等、金属くず、廃家電（4品目）、小型家電／その他家電、腐敗性廃棄物、有害廃棄物／危険物、廃自動車等、適正処理困難物
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

4 災害廃棄物処理の基本方針

基本方針①	計画的かつ迅速な処理
	迅速な復旧・復興に資するため、災害廃棄物の発生量や被害状況等を的確に把握し、計画的かつ迅速な処理を行う。
基本方針②	衛生的な処理
	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。
基本方針③	分別・リサイクルの推進
	被災地で発生する災害ごみから徹底した廃棄物の分別を行い、災害廃棄物のリサイクルの推進と処分量の低減を図る。
基本方針④	処理の協力・支援、連携
	本町による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、県や国、他自治体及び関係機関等の協力・支援を受けて処理する。
基本方針⑤	安全作業の確保
	災害廃棄物の解体、運搬、保管及び処理の各工程の作業は、安全性を十分確保できるよう配慮する。
基本方針⑥	環境に配慮した処理
	災害廃棄物処理は、周辺の生活環境への影響に配慮して進める。

5 災害廃棄物等の処理に係る組織体制



6 協力・支援体制

被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、本町や鯖江広域衛生施設組合だけの対応ができないことも想定されるため、協力・支援体制を構築する。災害廃棄物対策チームは、支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、応援協定に基づき応援を要請する。

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

道路上の災害廃棄物の撤去等が生じる場合は、災害対策本部へ連絡の上、地域防災計画に基づき、道路管理者へ撤去の要請をする。

(2) 国・県への支援要請

被害規模に応じて、環境省中部地方環境事務所や県に支援を要請する。

(3) 災害廃棄物処理等に関する協定

被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。

(4) ボランティアとの連携

ボランティアが必要な際は、越前町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターへ支援要請する。

7 住民への啓発・広報

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うため、町民や事業者等に対し、平常時からごみの分別意識の啓発を行うとともに、発災後は、他の優先情報の周知の阻害や情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を広報する。

8 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物の発生量や内容等も地区ごとに異なることが想定されるため、これらを考慮し、4地区ごとの発生量を推計した。

(1) 震災廃棄物発生量の推計

(単位：t)

区分	朝日地区	宮崎地区	越前地区	織田地区
がれき・粗大ごみ	15,862	7,122	7,977	9,595
津波堆積物	-	-	17,040	-
計	15,862	7,122	25,017	9,595

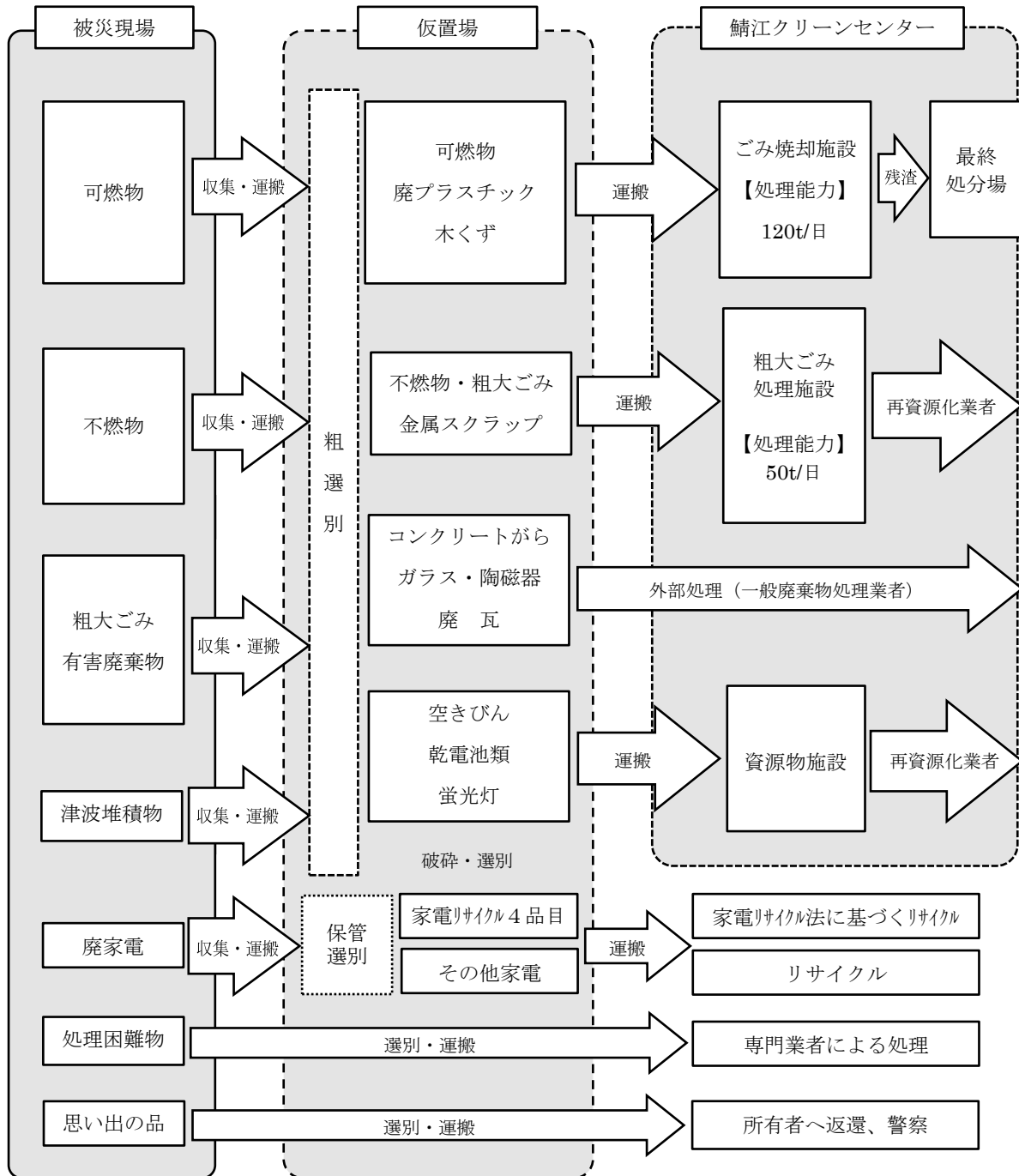
(2) 水害廃棄物発生量の推計

(単位：t)

区分	朝日地区	宮崎地区	越前地区	織田地区
がれき・粗大ごみ	85,191	37,033	419	17,359

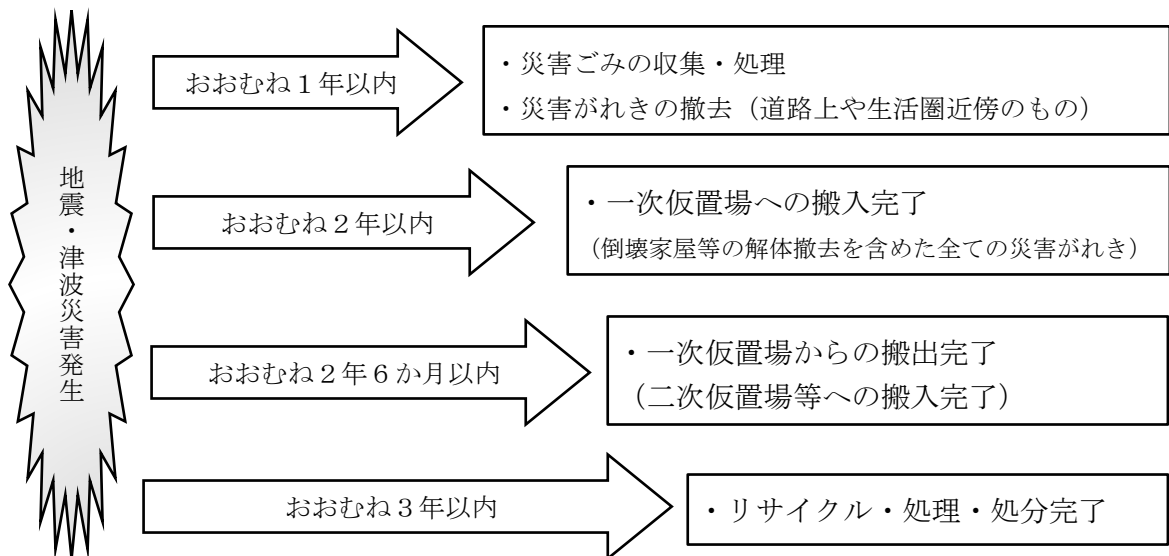
9 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物は、被災現場で収集した上で仮置場に運搬し、仮置場にて集積・保管する。その後、粗選別した上で、鯖江クリーンセンターに搬入し、種類や性状に応じて破碎、焼却等の中間処理を行い、再資源化または最終処分を行う。

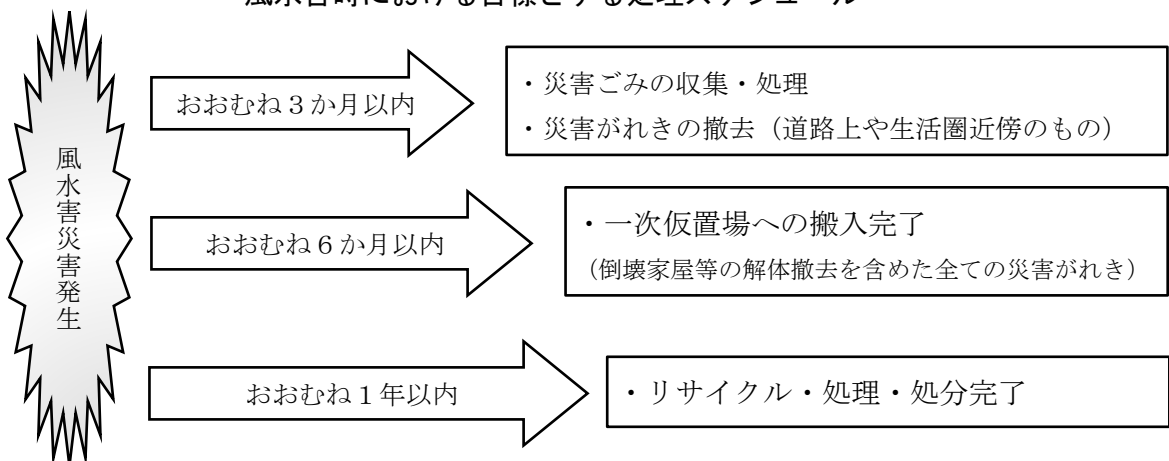


10 災害廃棄物処理スケジュール

地震・津波災害時における目標とする処理スケジュール



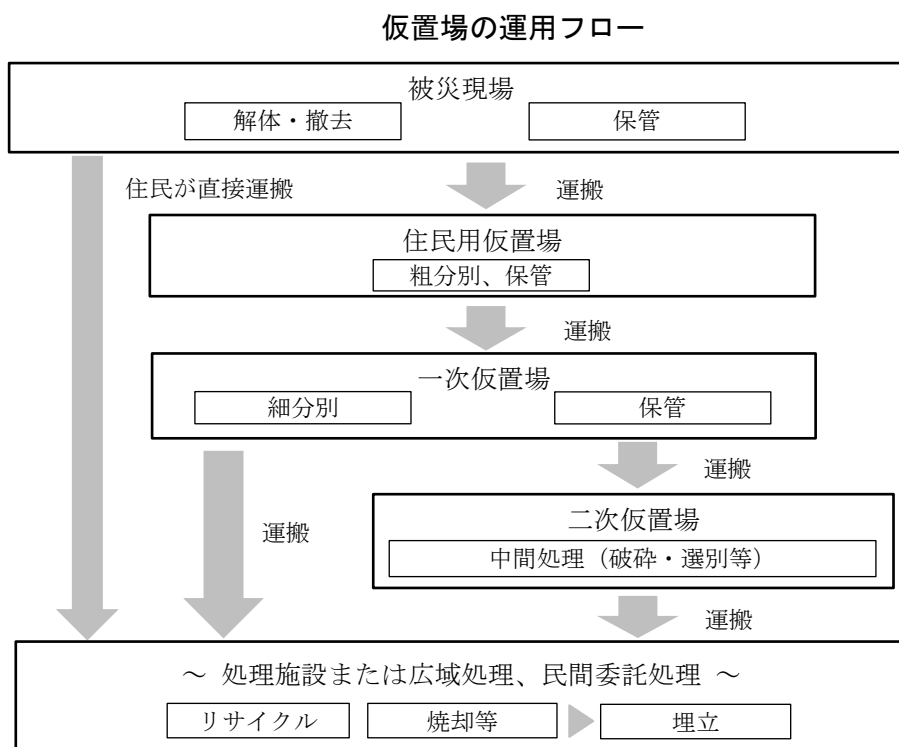
風水害時における目標とする処理スケジュール



1.1 仮置場

(1) 仮置場の配置

災害の規模や確保可能な面積等に応じて、一次仮置場のみの場合や住民用仮置場と一次仮置場、一次仮置場と二次仮置場を一体に運用するなど臨機応変に対応する。



(2) 仮置場の必要面積

災害種類	項目	地区別				
		朝日地区	宮崎地区	越前地区	織田地区	合計
水害	災害廃棄物発生量 (t)	85,191	37,033	419	17,359	140,002
	仮置場必要面積 (㎡)	43,664	18,982	214	8,898	71,758
震災	災害廃棄物発生量 (t)	15,862	7,122	7,977	9,595	40,556
	仮置場必要面積 (㎡)	8,130	3,651	4,088	4,917	20,786

(3) 仮置場の選定基準

選定を避けるべき場所	・学校等の避難所・避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避ける。
	・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
	・土壌汚染のおそれがあるため、農地はできるだけ避ける。
	・各種災害（津波、洪水、土石流等）の被災エリアは避ける。
その他	・候補地が公有地の場合、避難場所、仮設住宅建設地等への利用も想定されるため、十分な事前調整を行う。
	・公有地が不足するなど、やむを得ず私有地とする場合は、貸与・返却時における事前のルールを設定しておく。
	・大型車両が通行可能であることや交通渋滞を招かないような収集運搬ルートを確認する。

1.2 災害時の家庭ごみの収集・運搬体制

(1) 生活ごみ

① 被害状況の把握

生活ごみの収集・処理体制を確立するため、発災後速やかに処理施設や運搬ルート上の被害状況を把握し、ルートの安全性の確認を行う。

② 収集運搬体制

生活ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しないこととする。

③ ごみの分別

町は、住民に対して、家庭における生活ごみ排出の抑制やごみの分別排出の呼びかけを行う。ごみの分別は、平常通り可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及び有害ごみに分別する。

家庭ごみ（避難所ごみ）発生量の推計結果

地区	家庭ごみ発生量（g）	家庭ごみ発生量（t）
町全体	3,196,962	3.20
朝日地区	1,367,775	1.37
宮崎地区	550,402	0.55
越前地区	642,499	0.64
織田地区	636,286	0.64

1 3 し尿処理施設及び収集能力

(1) 処理施設の能力

し尿の処理は、鯖江広域衛生施設組合のし尿処理施設で行っている。
し尿処理施設の能力は、80kℓ/日である。

(2) 災害時に補完すべき能力

発災後、仮設トイレの設置により収集すべきし尿の量は、通常時に比べて大幅に増加する。仮設トイレの設置場所は、指定避難所を中心に計画する。

1 4 し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数

項目	計算条件・計算結果				
	町全体	朝日地区	宮崎地区	越前地区	織田地区
し尿収集必要人数 (人)	11,080	4,740	1,908	2,227	2,205
し尿収集必要量 (kℓ/日)	18.8	8.1	3.2	3.8	3.7
仮設トイレ必要基数 (基)	131	56	23	26	26

※仮設トイレの容量を400ℓ、収集頻度を3日に1回とし推計

1 5 危険物・有害廃棄物等の処理

消火器、高圧ガスボンベ等の危険物や農薬・薬品類、廃石綿等の有害廃棄物について、生活環境保全及び作業環境安全の観点から他の災害廃棄物と分けて収集し、専門処理業者等へ委託して適正に処理する。

1 6 主な適正処理困難物の処理対策

(1) 津波堆積物の処理

津波堆積物は、その性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）によって適正な処理方法が異なるため、コストを考慮した上で、適切な処理方法を総合的に判断するが、可能な限り復興資材等として活用し、最終処分量の削減に努める。

(2) 海岸廃棄物の処理

本町は、長い海岸線を有しており、発災時には流竹木等が大量に発生する可能性がある。海岸廃棄物の処分については、海岸管理者と協議して適正に処理するとともに、分別して再資源化できるものは、資源化を図る。

(3) 太陽光パネルの処理

太陽光発電設備の処分ルートとしては、太陽光発電設備メーカールート、建物解体業者等ルート、太陽光発電設備撤去事業者ルート、リユース業者ルートが考えられるが、いずれも原則として処理困難物として取扱い、メーカー、事業者により処理するものとする。

17 職員の教育・訓練

災害が発生した際、災害廃棄物を速やかに処理するためには平素から関係職員の災害廃棄物処理に関するマネジメント能力の向上を図る必要がある。

このため、町は、職員へ災害廃棄物に関する教育・訓練を実施し、災害廃棄物処理に精通した人材の育成を図る。

18 本計画の見直し

本町の地域防災計画や国・県等の災害廃棄物対策の見直し、国内の大規模な災害における対策事例等により、本計画に見直しの必要が生じた場合は見直しを行う。

越前町災害廃棄物処理計画【概要版】

令和4年4月

越前町住民環境課

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

TEL : 0778-34-8708 FAX : 0778-34-1235